

# ピアサポートの専門性の評価①（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

## ピアサポート体制加算

### ○対象サービス

自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

### ○報酬単価 100単位／月（体制加算）

### ○算定要件

- （1） 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置（併設事業所（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援に限る）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）
- ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者
  - ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者
- （2） （1）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- （3） （1）の者を配置していることを公表していること。

## ピアサポートの専門性の評価②（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

### ピアサポート実施加算

#### ○対象サービス

就労継続支援B型

#### ○報酬単価 100単位/月（実施加算）

利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

#### ○算定要件

- （1）就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅴ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅵ）を算定していること。
- （2）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。
  - ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者
  - ② 当該就労継続支援B型事業所の従業者
- （3）（2）の者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## ピアサポートの専門性の評価③（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価するピアサポートの専門性について、令和6年度の報酬改定により、ピアサポート実施加算の対象サービスを拡充する。

### ピアサポート実施加算（新設）

#### ○対象サービス

- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練 \* 宿泊型自立訓練を除く）
- ② 共同生活援助（ア 移行支援住居の利用者 イ 退居後共同生活援助の利用者）

#### ○報酬単価 100単位／月（実施加算）

利用者に対して、当該障害者である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

#### ○算定要件

- （1）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ配置していること。
  - ① 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者
  - ② 当該指定事業所の従業者
- （2）（2）の者により、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。